

行政からのさまざまなお知らせを掲載しています。



## 高山都市計画区域編入予定区域 に関するお知らせ

県では高山都市計画区域について、平成 26 年 10 月頃を目途に新富地区等（新富・前田・後田・宮下・富山）を同区域に編入するとともに名称を肝付都市計画区域に変更する予定です。

■ 問合せ先：県 大隅地域振興局 建設部 土木建築課 建築係 ☎ 0994(52)2188

### ■ 容積率等の指定（案）について

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域（用途白地地域）については、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度について特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し、当該区域を区分して県都市計画審議会の議を経て定めることとなっています。

県は肝付町長からの意見等をもとに、当該編入区域について、用途白地地域における容積率等を下記のとおり指定することとしていますので、お知らせします。なお、指定する数値は、現在の高山都市計画区域における用途白地地域の容積率等と同じです。下記表をご参照ください。

### ■ 道路の指定等について

編入される区域を含む都市計画区域内においては、建築物の新築や 10㎡を超える増改築等の工事において着手前に建築確認申請の手続き等が必要となります。

都市計画区域内においては、建築物の敷地は道路（幅員 4 m 以上の国・県・市町村道等）に連続して 2 m 以上有効に接しなければなりません。都市計画区域に編入された際、現に建築物が建ち並んでいる幅員 4 m 未満の道については、建築基準法第 42 条に規定する道路として県が指定することとなっています。

なお、指定された道路については、原則、その中心線からの水平距離 2 m の線をその道路の境界線とみなすこととなります。

| 区域                | 法第 52 条第 1 項第 6 号の規定により定める数値 | 法第 53 条第 1 項第 6 号の規定により定める数値 | 法第 56 条第 1 項第 6 号二の規定により定める数値 | 法別表第 3（に）欄の 5 の項の規定により定める数値 |
|-------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|
|                   | （容積率）                        | （建ぺい率）                       | （隣地斜線制限）                      | （道路斜線制限）                    |
| 都市計画区域に編入予定の高山地区※ | 10 分の 40                     | 10 分の 7                      | 2.5                           | 1.5                         |

備考：容積率等の指定については、平成 26 年 10 月頃を予定しています。※（平成 26 年 10 月頃都市計画区域に編入予定）